

# Asian Population & Development

アジア

人口と開発



1984・No. 7

財団法人 アジア人口・開発協会 (APDA) 発行

目次

巻頭言

1

動き出したアセアン諸国

「マレーシア・シンガポール・タイ・ホンコンを見る」  
(財)日本国際教育協会理事長 川野重任

2

いんたびゆう

12

駐日インド大使 K・P・S・メノン氏

APDA・日誌

14

(財)アジア人口・開発協会発足に至る経緯

15

財団法人「アジア人口・開発協会」寄附行為

26

## 巻頭言

“人口と開発”に関する第一回アジア議員会議がこの二月、インド・ニューデリーで開かれる。この会議には日本はじめ中国、インドなどのほかASEAN各国など二十九カ国の国会議員と国連機関などの約三百人が出席、米、英、豪、加などの各国もオブザーバーとして参加する。

いま、アジアやアフリカでは、トーマス・R・マルサスが百八十五年前に指摘した“人口の法則”が通用するような、人口増加による飢えと貧困にあえいでいる。このまま放置すれば紛争―戦争に発展する危険を感じるのである。

地球上の人口はすでに四十五億人。今世紀末には六十億人突破が推定され、驚くべきスピードで人口増加が進行している。しかも、その半数以上がアジア地域に集中し、現在約二十五億人のアジアの人口は今世紀末に三十五億人に達し、地球人口の実に五八%を占める。ここに深刻な食糧不足の原因があり、人口と貧困の悪循環のいたちごっこが繰り返される。

FAO（国連食糧農業機構）では、二十一世紀初頭には、このまま人口増加が続けば六億人近くもの人々が飢餓地獄に苦しむと深刻な近未来の予測をし、警告している。

こんどの会議は、グローバルな視点でとらえれば世界平和とアジアの繁栄に貢献することが目的である。人口急増国の適切な対策と、同時に長期的展望に立った先進国の発展途上国に対する農業を初めとする技術、資金協力こそ急機切抜けの緊急課題である。その意味で、第一回議員会議の成果に期待したい。

# 動き出したアセアン諸国

— マレーシア・シンガポール・タイ・ホンコンを見る —

（勸）日本国際教育協会理事長 川 野 重 任

一、  
昨、一九八三年九月下旬、元日本留学アジア諸国留学生の会、(Ascoja) 第五回大会がマレーシアのクワラルンプールで開かれた機会にそれへの出席をかねて、念願のシンガポール、タイ、ホンコンの諸地域を訪ねて来た。訪ねたといっても、全行程僅かに十一日、そのうち三日間をクワラルンプールでの会議でしぼられたので、他はシンガポール、ホンコンそれぞれ、二泊、タイがチェンマイの一泊を含めて計三泊といった慌しさであった。

念願の、という意味は、シンガポールはたまたま一九四三年、一週間の滞在を余儀なくされたという経緯があったきり、戦後は全く知らず、その様子を知りたいと思っていたからであり、タイ、ホンコンも一九五五年、ヴェトナムへの出張の途中、それぞれ二泊しただけの縁だったからである。

さて、三十年、四十年振りの印象はといえば、何れの地域、何れの国も大変な活気である。国全体がはげしく動き始めている感じである。

一九四三年、初めてシンガポールに行ったのは全く偶然のことからだった。三カ月の予定で出掛けた当時の仏印から飛行機の都合で帰れぬまま、知合いの海軍予備将校の誘いに乗って出掛けたのだったが、着いて見て改めて占領地であることを発見した。どういう資格で来たと陸軍の参謀に叱られ、漸く当時南方軍の特別調査部として現地駐在中の一橋大学の関係者のところに泊めて貰

い、一週間ほどラツフルス図書館で本を読んで帰って来たのだつた。したがって当時のシンガポールの印象はそれほど強くない。

唯、各種建物の堅牢なたたずまいと植物園の規模の大きさに植民帝国イギリスの底力を垣間見た思いだった。ところが今度はそうではない。ラツフルスの銅像も貧弱なら、政庁の建物もこんなものだったかなと思うほどである。植物園の規模にしても同様だったが、その代り、豪華なホテルなど高級建築の続出と、街造りの徹底さ、清潔維持のための努力のほどには認識を新たにした。塵一つ落しても何千ドルの罰金と聞いていたが、そのような管理振りだったし、街の中心地区への車の乗入れが時間帯によって種々規制されているのにも感心した。とても自由主義万能の日本などで出来ることではない。その他、市が主体となってどんどん旧市街の整理と新しい街造り、交通網の整備を行なっているのとこのどだったが、眼のあたりそれを実見した。小高い丘の上から見おろしたジュロン工業地区の建設状況もシンガポールの将来を思わせるものがあった。

それに対してタイの印象はいささか予想と異なるものがあった。かつて空港から市中に車で入る時、羽田ではないかと錯覚するほど、日本企業の名の入った大きな広告看板が眼を驚かしたものだ。だが、今それはない。十数年前田中元首相の訪タイが大変な反日学生運動によって迎えられたことがあったが、その影響であるうか。いや、タイ国自体の工業化が進んだためであろうか。それに違わないと思った。それが証拠というわけではないが、かつての田園都市という面影はない。広い道路、高層建築、車の輻輳、すべてがもう十年前からそうだったという調子で落付いている。逆にいうと、シンガポール、ホンコン、クワラルンプールのような新しい動きがそれほど感じられないというわけだが、しかし、昔

にくらべてはやはり大きな発展という他ない。裏町、下町の依然たる混雑、雑踏はともかくとして、表通りのショッピングセンター、ホテルの立派さなどももう日本などと違う途上国という感じはない。ただ、丁度着いた時が大雨で、街の浸水がひどく、車の通行が半日もストップするという騒ぎがあり、やはりデルタの国だなとは思った。

デルタといえば、チェンマイを訪ねたのは初めてだったが、ここがタイの京都といわれる所以がよく判ったような気がした。ここは標高五、六〇〇メートル、清涼の地で、山に近く、デルタではない。だからこそ、ここが人間定住の最初の場所として選ばれたのだ、というより、今日、デルタを以て代表されるタイ国だが、デルタへの定住の始まったのはずっと後の時代になってのことに違いないという意味においてである。それとここでは仕事の関係で、葉タバコを中心として農作物の栽培状況を見る機会があったが、発芽の不揃いがひどく印象的だった。水利の不備ももちろんだが、それに劣らず種子選択の不徹底、不十分が問題だなと思った。いわば、眼に見えないソフトウェアの不備ということか今一つ、日本などとの大きな違いだなと痛感した。

ホンコンでは到着後、荷物が一時半も出て来ないのにいらいらしたが、後で聞いたところによると、バンコックからの便には特に麻薬持込みについて神経質になっており、飛行場に荷物を並べて警察犬に嗅ぎ分けさせることもあるとのことだった。あるいはそんなことだったのかも知れない。ホンコンの景気については、中国返還問題を前にして資本逃避で沈滞しているとの前触れだったが、行って見ての印象は逆だった。ここでも九竜半島の奥にいたるまで建設ブームの模様だったし、ホンコン島周辺の白亜の建物の連続は、昔の黒ずんだ背の低い建物の一角を探すのに苦労す

る位だった。ここでも、ともかく、この三十年來の発展にはすぎましいものがあつたのだ。

## 二、

さて、クワラルンプールでの会議は九月二十三、六の四日間にわたって開かれた。会場はマラヤ大学、約千ヘクタールのゴム園をつぶして新しく作ったという大学の規模は素晴しく、さながらアメリカの大学を思わせるほどである。ホテルへの帰途、新規建築の国立博物館も訪れたが、学童達も建物一杯に溢れ、街中、道路、建物の建設ブームでごった返していた。ここではいたるところ日本の大手建設会社の工事現場を見かけたが、ともかく新興国の意気旺んという感じである。クワラルンプールも又、十数年振りで、スリランカ、当時のセイロンへの出張の途中、一泊しただけの縁だったが、当時の印象は「薄暗く、静か」の一語につきる街だった。それがどうだろう。大変な変化である。単に投資が国を動かしているというだけではない。デパート、食堂などの賑わいを含めて国全体が動き始めているという感じである。

変化といえ、会議の模様も又そうだった。前回まではアスコジア、つまり、元日本留学生達の会に、日本の関係者が招かれて参加するという形で、使用語ももっぱら英語とされた。ところが、今回は日本側の元留学生応援組織「アジア留学生協力会」(JASCA)との共催という場もあり、そこでは日本語も正式に使用語として認められた。それに参加者およそ二百人中日本からの参加が四十五人にもものぼるといふ盛況もあり、日本人が正式参加の形となった。

したがって、会議も多くの場合、日本人は日本語、元留学生は英語という形で進められることとなったが、それで相互に話の

通ずるところに、妙といえば妙ともいべき面白味があった。しかし、これを元留学生達の側についていえば、日本語は聞いては判るが、話す方は苦手だというのが彼等の一般的な日本語能力であり、また、それが会議に臨んでの彼等の一般的な姿勢でもあった。

さて、会議は九月二十三日夜の歓迎ディナーに始まり、二十三日の解散式に終わったが、私はこの会議を現地の新聞がどう報道するかを注目した。ところが、私の知る限り、記事は当地 *New Sunday Times* 九月二十五日号に二カ所の記事として小さく出ただけだった。それも会議の全容を伝えるものではなく、開会式でのサルタン (The panglima Raja Selangor Tengku Sulaiman Shaibni Sultan Salahuddin Abdul Aziz Shah) の演説のさわりと、同じく当地アスゴジア代表エリック・フリー・アーチャイ氏 (Eric Foo Ah chai) の報告の、しかも日本批判の部分を中心としたものだった。

前者では、「アセアン諸国への援助について日本は真摯なれ」という見出しで、サルタンは援助がマレーシアを初めアセアン諸国の利益になるよう保証し、口約束にならぬようしてほしいと日本に要請したと伝え、後者では技術移転についてのフリー氏の半分非難を含めた要請を伝えた。このフリー氏の意見は二十四日の会議で述べられたものだったが、*Times* 紙はそれを次のように伝えていた。「マレーシア政府は日本から高度の技術を導入したがっているし、日本はマレーシアの *Look East Policy* の成功に援助すべく約束したが、実際はそうでなく、低度の技術移転に熱心のように見える。日本の企業は日本の大学を卒業したマレーシア人を正當に評価しようとするしない。ある企業の如きは四二〇人のマレーシア人を雇っているにもかかわらず、首脳部は全部日本人だ。工学、建築、企業管理などの面でマレーシア人を訓練しようとするしない」



といった具合である。そしてこの点について、「過般来訪の中曾根総理にも直接訴えた」ということを付言している。いや、応なしの対応を迫っているという形である。

会議自体が大きな記事にならなかったことについては、改めてこの国と日本との留学生を通ずる関係の細く、弱いことを痛感した。この国の留学生達が大部分、今日なお、旧植民地、本国の関係を背景として、イギリスを中心として欧米諸国に出かけているのに対して、わが国へのそれはほんの一握りの数に過ぎない。一九八二年現在で、僅か百五十六人（マレーシア在外全留学生中、一％）である。これではマレーシア人留学生の中にあつて、日本への留学生はあるかなきかの存在といつても過言ではあるまい。それだけにそれは貴重な縁といわなければならぬが、その縁にながる人々にしてこの発言である。

会議の過程でもこれと大同小異の発言が多かつたが、各国代表の発言のほとんどを通じて強調されたことは、現地の日本人、日本企業に対して *Sincerity* を求めるといふことであつた。 *Sincerity* とは、裏返せば、不信不実ということである。その言葉を聞く度に厳しいな、と胸にこたえた。

そして事実、その内容は次のようなことだつた。曰く、  
「日本人は人間である前にまず日本人だという。これを改めてまず人間であれ」

「とくに海外駐在員は気をつけて貰いたい。現地の人をつかまえて、『こんなことも出来ないのか』などのいい方は止めてほしい。工業化を始めて日本は百年、東南アジアはせいぜい二十年だ。」

「海外に派遣する人選が拙い。ラインを外れた人しか来ない。英語の出来る人が少ない。食堂など日本人ばかり集りたがる。現地の人を心を理解しない。学校出で二十三、四才の人が直ぐに *adviser*、

trainer などといった地位を与えられる。それでいて、二、三年しかない。

「日本式管理方式をそのまま現地に押しつけないようにしてほしい。日本は集団主義、現地は西欧流の個人主義だ。日本式考え方を強調し過ぎる。現地の社会、現地の人々の心を理解せよ。」

「要は心の問題だ。Sincerity さえあれば、問題は相当理解される筈だ。次に調和と妥協が必要だ。」

などといった具合で、舌鋒鋭い。お陰で司会の日本人側代表も、時に微笑笑、時に対応に手を焼くほどだった。砂田重民、小山五郎、永田敬生、三浦勇助氏など日本側代表者による事情をつくしての再三の説明にもかかわらず、現地の事情はそうなっていない、改まっていない、などといった口吻である。

私の『二十一世紀に向けての日本の留学生政策』の説明、紹介に対しても、やはり、この心の問題、日本人の姿勢こそが根本であり、重要だといったような印象だった。そしてこれについては私も全く同感であり、右の提言についても、この点についての指摘を冒頭にしたことの正当さを改めて思い起した。この心なくしては、物的条件も整わず、体制も整わない、到底日本は留学生小国たる実態を脱却できないのである。話を聞きながら、私は現に日本で当面している問題について、いろいろと思いつく節を噛みしめていた。日本はやはり心情的には途上国の部類であり、せいぜい成上り者というところかと。余りにも当面する問題の一つ一つが情なく、次元が低いのだ。人のことを考える余裕がなく、心がせまいのである。

それだけに、元駐日フィリピン大使ラウレル三世 (Ambassador Jose, S. Laurel III) 氏の代表演説は聞かせたし、われわれとして——少々残念ながら——ホッと救われた思いでさえあった。氏の

話は決して日本に対する注文、批判がないわけではない。しかし、その根本において、氏の姿勢は、日本とかフィリピンとかいったせまい立場を超えている。その背景には、数百年にわたる植民地主義、その支配からの解放の悲願がある。それからの独立、解放こそが課題なのである。そのために氏はあえて日本に留学したのであり、当時、木村少佐なる人に「将来のこと（独立）を考えよ」と励まされたという話も私としては初めてだったが、そこには氏の心境、心情を思わせるに十分のものがあつた。そういった大きな使命感といったものが氏の心の根底にはあるのだ。聞きながら、私には、氏の小柄な身体が急に大きく堂々たる体軀となつて、会場を圧倒するような感じさえした。氏の日本の留学生政策への注文、「指導者になり得る人を選べ」との言。われわれは氏のような人をこそカウンターパートとして協力を求めていかなければならないと思つた。

最後に、リム氏(Dr. Lim Hua Sing)の二つのペーパーについて触れておきたい。一つは“Japanese Perspectives on Malaysia's Look East policy”と題する一種の基調演説的なもので、マハティール首相(Prime Minister, Datuk Seri Dr. Mahathir Mohamad)の提唱による「東方に学べ政策」(Look East Policy)を中心とする日本とマレーシアとの関係を包括的に回顧し、展望したもので、日本に対して「イギリス植民主義の轍を再びくり返すことなかれ」と警告している。

今一つのペーパー、“Education and Training”は氏自身の元日本留学生としての経験から、マレーシアの Look East policy 推進のために、日本としてこの分野で何をなすべきかを検討し、注文したものである。内容は既述のアスコジア関係者からの各種注文を要約したようなものとなっているが、なお若干、抽出してみるならば次の通りである。①アセアン諸国からの日本への留学生の

数は少ない。大部分はアメリカ、イギリス、西ドイツなどに出かけ、それぞれの国の全在外留学生中日本への留学生の占める割合は一九八一年のユネスコ統計で、タイ二・四%、シンガポール一・五%、マレーシア〇・六%、インドネシア一・六%に過ぎない。改めて日本のこの面での孤立国ぶりを痛感するばかりである。

②日本への留学志向は、日本の高度経済成長「経済的奇跡」を背景として始まったが、学校制度、言語の関係もあり、日本への留学は留学期間が欧米の場合にくらべて、一、二年余計かかるのが通例である。

③日本から帰国するアセアン諸国留学生の中には、「欲求不満の状況」で帰る者が少なくない。物価高、日本語習得の困難、居住条件の悪さ、日本人社会からの疎外感、日本人の欧米崇拜、アジア蔑視の姿勢、帰国後、本国での待遇の悪さなどが原因である。

④本国での待遇の悪さについては、本国政府の姿勢もあるが、マレーシアでは最近一部改められた。しかし、日本企業の姿勢は依然として変らない。

⑤日本での留学生、訓練生受入れの体制が不備である。訓練施設も悪ければ、日本語学校にしても寮もなく、基礎的設備を欠いている。殊に居住条件は劣悪『ミゼラブル』である。高度工業国の割に奨学金制度が不備で、その機会が少ない。これを拡充して貰いたい。

⑥日本は技術の移転について積極的でない、などである。

耳の痛いことばかりだが、最後に私は私見を次のように述べた。  
「日本企業が本当に能力のある者を正當に雇用していかないとするれば、日本企業自体損をしている理屈だ。明治維新当時、日本の先輩達も欧米で学んだが、それは欧米の企業に雇われようということではなかった。それらの智識、経験を生かして、わが国の近

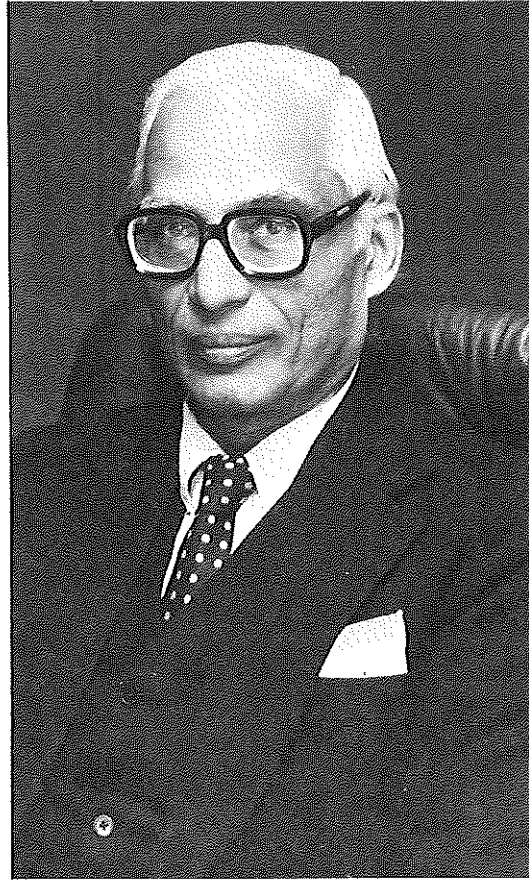
代化を推進したのである。本当に能力のある者が放置されているとすれば、むしろ、その能力を生かして自らの国をつくり、自らの企業をつくることを考えたらどうか。それが進歩のための真の筋道と思うが」と。

そうしたら、それまで散々厳しいことをいっていたシンガポールの実業家Q氏がわざわざ私のところに握手を求めて来ていった。『同感です。いろいろいったが、アセアン諸国の人々の心は本当は日本に向いているのです。二十一世紀はアジアの時代です。しっかりと頑張りましょう』と。私は肩のこりが一辺に解けたような気がしたが、同時に、これが一番のお土産だと思った。アセアン諸国はたしかに動き始めている。われわれも亦それに応えなければならぬと、しみじみそう思った。

（いんた  
びゅう）  
INTERVIEW

駐日インド大使

K・P・S・メノン氏



一九八一年の国勢調査によると、インドの総人口は六億八千四百万人——中国に次ぐ世界第二位の人口大国である。

「おそらく、現在では七億人を上回っているのではないでしょう。人口の規模は誇るわけにはいきませぬので、質に関してあらゆる努力をしています。政府

の抑制策は、上からの強制ではなく、村レベルにいたるまで、TVや広報活動を通じて家族計画を指導しています」

ガンジー首相が「家族計画は女性と子供の健康向上の手段であり、かつ国家全体をより強く、よりダイナミックにするための方法でもある」と強調して

いるが、インドの人口政策は国家の情熱である。

「家族計画が国の発展計画の一部に加えられた一九五二年から診療所、医師、看護婦、助産婦などの指導で、人口政策が進められ、出生率が人口千人当り四一・七人から一九七七年には約三四・五人に減少しました。国の人口政策では、一家族当りの子供の数を一九九五年までに四・二人から二・三人にし、家族計画の実行率を国民の自発的な受け入れで二四％から六〇％に引き上げることが当面の目標です」

人口と密接不可分の関係にある開発問題については

「人口と開発は切っても切れない関係にあり、いろんなプロジェクトがあります。食糧は一九五三年には約半分を輸入に依存していましたが、いまでは輸入に頼らず、穀物生産は安定し、備蓄も順調です。エネルギーも五八％を自給していますが、石炭ガス、原子力開発に力を入れています。GNPの四〇％は農業で占めていますが、工業生産は八％の伸びが見込まれ、GNPの伸び率は六％の予想です。」

「人口と開発」にかけるインドの意気込みが、大使のマイルドな口調、物腰からも十分感じとれた。

## 略 歴

一九二九年四月十一日生れ。一九五一年五月外務省入り。駐バリ、駐ダマスカス印度大使館勤務の後、一九五八年より一九六〇年まで在デリー外務省。次いで一九六三年まで在英印度大使館一等書記官。デリー帰任後、一九六六年まで外務省。同年駐パキスタン印度大使館参事官を命ぜられ、次いで駐スリランカ印度大使館副大使に転出。

一九七〇年十二月から一九七四年十二月までデリー在勤、その間外務省政策計画部長、パキスタン部長を歴任、一九七二年バングラディシュ独立に伴いバングラディシュ部長。一九七五年中期、駐ハンガリー印度大使に任ぜられ、その後駐バングラディシュ、駐カイロ印度大使を歴任。

一九八一年八月三〇日現任東京に赴任、同年九月十八日信任状を奉呈。

10月26日

本協会理事会開催。於赤坂プリンスホテル。  
サタール I C O M P 事務総長来所。

10月29日

干旺中国計画生育委員会総合計画司長、杜祥金  
同会外事副処長来日。黒田俊夫理事、吉田成良  
参与と会談。

11月2日

本協会調査研究事業に関する専門委員会を開催。  
（出席者・黒田俊夫、小林和正、岡崎陽一、飯  
尾晃一の各氏。）

11月15日

佐藤隆副理事長、斉田慶四郎監事、木村道子職  
員、福田赳夫元首相と共に O B サミット本会議  
に出席。

（18日

於ウイーン、ホームスバーク宮殿。

11月25日

安藤博文 U N F P A アジア部長、佐藤隆副理事  
長と会談。

12月9日

アドナン・ディン氏（マレーシア・F E L D A）  
来所。

昭和59年

1月6日

ポール・デイメイニイ、ポピュレーションカウ  
ンシル副会長来所。

1月20日

サッポール・ミタール、インド国会議員、松村  
昭雄、G C 事務局長、佐藤隆副理事長とニュー  
デリー会議について打合。

安藤博文（前出）、松村昭雄（前出）、佐藤隆副理  
事長と会談。



財団法人 アジア人口・開発協会発足に至る経緯

<p>一九七三・十 (十・十三)〜二十八</p>	<p>アジア人口事情視察団派遣(インド、タイ、インドネシア、フィリピン) 。国会議員 岸 信介(団長)、田中龍夫、八田貞義、 佐藤 隆、山崎竜男、加藤シヅエ、 阿部昭吾 。他 花村仁八郎、W.D.レーパー、J.タイディングス 官庁、マスコミ関係等</p>
<p>一九七四・四・一</p>	<p>「国際人口問題議員懇談会」設立 (会長…岸 信介) 衆・参超党派議員一一九名で発足。 ☆世界で初の試みである。</p>
<p>一九七四・四・二十五</p>	<p>「食糧と人口に関する宣言」：国連式典 (於…国連本部) 宣言書署名…佐藤 隆 。八月及び十一月の世界人口・食糧会議に先立ち、 各国政府に現実的且つ果敢な諸政策を採るよう 要請する五項目から成る。 。人口・食糧問題解決の為、国連にリーダーシッ プをとることを要請した宣言文。</p>

<p>一九七四・八 (八・十九)三十</p>	<p>第三回 国際人口会議 (於…ブカレスト) 総勢 四五〇〇人 齊藤邦吉(元厚生大臣)、八田貞義、佐藤 隆、 堂森芳夫、柏原ヤス、中沢伊登子 他</p>
<p>一九七四・十</p>	<p>I P U 列国議会同盟会議 (於…東京) 参加国…六十五カ国 佐藤 隆代議士 「食糧と人口問題」ライス・バンク構想を 提唱。</p>
<p>一九七七・九 (九・三)十八</p>	<p>中南米家族計画視察団(メキシコ、コロンビア、ブラ ジル、アメリカ、カナダ) 国会議員(八名) 岸 信介(団長)、佐藤 隆、住 栄作、 安孫子藤吉、和田耕作、阿部昭吾、福岡義登、 吉寺 宏、他 顧問団(十六名) 大来佐武郎、花村仁八郎 他 U N F P A 二名、事務局五名 。先進国にも、途上国にも、人口問題議員グルー プを結成させるべく、各国立法府議員に呼びかけた。</p>

<p>一九七九・三</p>	<p>IPOP 国際会議準備委員会 (第三回)  (於…メキシコ)  日本側参加者…佐藤 隆 他  。 「宣言」 の草案作成、。 会議規定、。 日程 etc</p>
<p>一九七八・十  (十・十六) (十七)</p>	<p>IPOP 国際会議準備委員会 (第二回)  (於…チュニジア)  日本側参加者…佐藤 隆 他  。 開催国、。 主催機関、。 議題 etc、 について</p>
<p>一九七八・三  (三・二十八) (三十)</p>	<p>人口と開発列国国會議員 (IPOP) 東京会議  I 第一回 国際会議準備会議 I  参加国…米、英、加、西独、インド、スリランカ、  メキシコ、ブラジル、コロンビア (九カ国  四十名)、日本 (十名)  。 運営委員メンバー国、。 参加国、。 議事日程、  。 予算</p>
<p>一九七七・十二  (十二・五) (十二)</p>	<p>人口と開発先進国会議 (ロンドン、ボン、ベルリン)  参加国…日、米、英、加、西独 (五カ国…十六名)  日本側…佐藤 隆、和田耕作、土井たか子  。 一九七七年九月の中南米視察に引続き各国立法府  議員への呼びかけ。  。 国際議員会議の開催について討議。</p>

<p>一九七九・八 (八・二十六) 九・二)</p>	<p>I P O P 国際会議 (於…スリランカ)  参加国…六十四カ国  他、国連各機関、I P P F 等  総勢 五五〇名  日本側…岸 信介、佐藤 隆、石本 茂、中村啓一、  柏原ヤス  ☆人口問題議員グループ、結成国二十五カ国を超  えるに到ったので、U N F P A に働きかけ、コ  ロンボで開催。  一、"コロンボ宣言"採択  この宣言により、一九八一年、アフリカ、  ヨーロッパ、アジアの各大陸での人口会議  が開かれた。  一九八一年 七月 ケニヤのナイロビに  於て  十月 中国の北京に於て  十二月 仏、ストラスブール  に於て  一九八二年十二月 ブラジルのリオデジ  ャネイロに於て  (予定)</p>
<p>一九八〇・九 (九・十一、十三)</p>	<p>資源、人口、開発に関するアセアン国会議員代表者会議  (於…クアラルンプール)  参加国…シンガポール、マレーシア、タイ、フィリ  ピン、インドネシア(五カ国)  日本側…佐藤 隆、住 栄作、井上晋方  (日本はオブザーバーとして参加をし、北京会議  開催を提案。合意を取付けた。)</p>

<p>一九八〇・十一</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 日・中打合せ （於…北京）</p> <p>佐藤 隆、井上晋方 。開催地北京への正式な可能性打診</p>
<p>一九八一・二</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第一回運営委員会 （於…東京）</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ、 マレーシア 。政治、イデオロギーの問題の除外について</p>
<p>一九八一・三・二十三</p>	<p>佐藤 隆代議士——国連開発計画（UNDP）と アドバイザー契約締結 。一九七九年八月の「コロンボ宣言」に基づく、 地域IPOP会議の開催とそのフォローアップ を任務とする。</p>
<p>一九八一・六 （六・十九）二十</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第二回運営委員会 （於…北京）</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ 他 UNFPA 日本側…佐藤 隆、住 栄作、 土井たか子 他五名</p>

一九八一・十  
（十・二十七）三十

「人口と開発に関するアジア国会議員会議」

期 日…一九八一年十月二十七日～三十日  
開催地…中国北京市  
会 場…人民大会堂

(1) 日本側出席者…

- |     |                  |
|-----|------------------|
| 20. | 阿部昭吾<br>(衆・社民連)  |
| 19. | 山口敏夫<br>(衆・新自)   |
| 18. | 柄谷道一<br>(参・民社)   |
| 17. | 和田耕作<br>(衆・民社)   |
| 16. | 矢追秀彦<br>( " )    |
| 15. | 柏原ヤス<br>(参・公)    |
| 14. | 有島重武<br>(衆・公)    |
| 13. | 片山甚市<br>(参・社)    |
| 12. | 川本敏美<br>( " )    |
| 11. | 福岡義登<br>( " )    |
| 10. | 土井たか子<br>( " )   |
| 9.  | 井上晋方<br>(衆・社)    |
| 8.  | 田代由紀男<br>( " )   |
| 7.  | 石本茂<br>(参・自)     |
| 6.  | 栗山明<br>( " )     |
| 5.  | 桜井新<br>( " )     |
| 4.  | 関谷勝嗣<br>( " )    |
| 3.  | 住栄作<br>( " )     |
| 2.  | 佐藤隆<br>( " )     |
| 1.  | 团长 福田赳夫<br>(衆・自) |

秘書数名

同時通訳者 三名

事務局 三名

	<p>(2) 議 長…廖承志 (中国全人代副委員長) 副議長…佐藤 隆 他五名 司 会…陳慕華 (中国副総理) 起草委員…住 栄作 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目 (十月二十七日) 。福田元首相の特別講演 。福田元首相、国連平和賞受賞</p> <p>② 第二日目 (十月二十八日) 。黒田俊夫博士の 「日本の人口変動の傾向と展望」講演</p> <p>③ 第三日目 (十月二十九日) 。住代議士によるカントリー・レポート発表</p> <p>④ 最終日 (十月三十日) 。北京宣言採択</p>
<p>一九八一・十・三十</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第三回運営委員会 (北京会議最終日同地にて)</p>

一九八二・二・十

財団法人アジア人口・開発協会 創立

☆北京会議時の第三回運営委員会に於て、発議された「アジア議員フォーラム」の活動母体として創立された。

理事長…田中龍夫 (衆議院議員自民党総務会長)

副理事長…佐藤 隆 ( " " 自民党副幹事長)

理事 事…住 栄作 ( " " 自民党総務局長)

" " ..花村仁八郎 (経団連副会長)

" " ..前田福三郎 (日本電波塔(株)社長)

監 事…斎田慶四郎 (㈱家族計画国際協力財団 事務局長)

一九八二・三  
(三・八) 九

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」

暫定委員会 (於…ニューデリー)

参加国…六ヶ国…中国、日本、マレーシア、スリラ

ンカ、インド、オーストラリア

他機関…UNFPA、IPPF、AYCP

日本側…佐藤 隆、井上晋方 他人口問題専門家

特記事項…①一九八一年十月三十日付「北京宣言に

基づき「Asian Forum of Parliamentarians on Population and

Development (A.F.P.P.D.)」人口と

開発に関するアジア議員フォーラム」

を正式に発足。

②AFPPD発足に併い、この委員会は

そのままAFPPD第一回運営委員会  
となった。



一九八二・八  
(八・二一七三)

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」  
第一回準備運営委員会

(於…マニラ)

参加国…日本、中国、インド、スリランカ、オース

トラリア、フィリピン、他UNDP、UN

FPA等

議長…佐藤 隆

。準備委員会及び大会参加国等について

☆準備運営委員会役員にフィリピンが加わった。

一九八二・十二  
(十二・二一七五)

「人口と開発に関するブラジル会議」

(於…ブラジル)

参加国…西半球諸国二十ヶ国

議題…西半球諸国の開発・人口・婦人の地位・

子供の保護・移民の各問題について。

宣言…各国に「人口と開発に関する国内議員委

員会」を形成し、議題としてとりあげた

諸問題の改善に向け、積極的に努力する。

一九八三・三  
（三・七）九

元大統領・首相会議設立委員会

（於…ウイーン、ホーフブルグ王宮）

主催…人口と開発に関するグローバル・コミッテイ  
共催…国連開発計画（UNDP）  
発起人メンバー…

日 本・福田赳夫元首相

ウイーン・ワルトハイム前国連事務総長

ルーマニア・マネスク元首相

セネガル・サンゴール前大統領

コロンビア・パストラーナ・ボレロ元大統領

チュニジア・ヌイラ元首相

オブザーバー…イギリス・ヒース元首相

第一回執行委員会…'83年5月東京で開催予定

本会議…'83年秋開催予定

一九八三・五  
（五・十九）二十

元大統領・首相会議実行委員会

（於 東京）

福田赳夫元首相

ワルトハイム前国連事務総長

ボレロ元コロンビア大統領

第一回本会議…'83年11月中旬オーストリアで開催  
予定

一九八三・七・七

財団法人アジア人口・開発協会理事会

厚生、外務、農林水産三省共管認可法人に拡大して初の理事会で新たに次の十氏が理事に就任。

〈人口・開発・食糧分野〉

理事…黒田俊夫 (日大人口研究所顧問)

“ …川野重任 (東大名誉教授)

“ …小林和正 (日大人口研究所教授)

〈科学技術・エネルギー・資源分野〉

理事…本多健一 (東大工学部教授)

“ …森 一久 (日本原子力産業会議専務理事)

“ …武田修三郎 (東海大工学部教授)

〈行政OB・官界〉

理事…内村良英 (元農林事務次官)

“ …翁久次郎 (元厚生事務次官)

“ …須之部量三 (前外務事務次官)

〈経済界〉

理事…房野夏明 (経団連総務部長)

一九八三・十  
(十・十一・十二)

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」  
第二回準備運営委員会 (於…バンコク)

参加国…日本、中国、インド、フィリピン、

UNDP、UNFPA、IPPF

議長…佐藤 隆

。大会参加国等について

# 財団法人「アジア人口・開発協会」

## 寄附行為

### 第一章 総 則

#### (名 称)

第一条 この法人は財団法人 アジア人口・開発協会という。

#### (事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目十番  
二号 永田町TBRビル七一〇号室に置く。

#### (支 部)

第三条 この法人は、必要と認めるときは理事会の議決を経て、支部を  
設置することができる。

### 第二章 目的及び事業

#### (目 的)

第四条 この法人は、日本及びアジア諸国における人口問題と開発に関  
する調査研究等を通じて、社会開発と経済発展に寄与し、もって  
アジアにおける福祉の向上と平和の確立及び我が国の国際協力の  
推進に資することを目的とする。

#### (事 業)

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本及びアジア諸国における人口及び開発問題（食料・農業  
問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
2. 人口及び開発問題に関するアジア諸国の関係機関との情報の  
交換及び協力
3. 公的機関、公的団体等によるアジア諸国に係る人口及び開発  
事業（農業開発事業を含む。）への協力
4. 会議及び研究会の開催
5. 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ

6. 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
7. 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第六条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 財産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

#### (資産の種類別)

第七条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

② 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 法人設立に際し、財産目録中基本財産とされた財産
2. 法人設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
3. 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (資産の管理)

第八条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経た確実な方法により、行うものとする。

#### (基本財産の処分の制限)

第九条 この法人の基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

第十条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁す

る。

(事業計画及び収支予算)

第十一條 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならぬ。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告書及び収支計算書等)

第十二條 毎年度の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。  
(剰余金の処分)

第十三條 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第十四條 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員等

(役員)

第十五條 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 十五名以上二十名以内
2. 監事 二名以内

② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事)

第十六條 理事及び監事は、理事会において選任する。

- ② 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。
- ③ 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(理事長)

第十七條 この法人に理事長を置き、理事の中から互選する。

② 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副理事長)

第十八条 この法人に副理事長一名を置き、理事のなかから互選する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第十九条 役員任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第二十条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問)

第二十一条 この法人に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べる。

(事務局)

第二十二条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- ② 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第二十二条の2 理事長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 寄附行為
2. 理事、監事等及び職員の名簿及び略歴書
3. 許可、認可等及び登記に関する書類

4. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
5. その他必要な書類及び帳簿

## 第五章 理事会

### (構成)

第二十三条 理事会は、理事をもつて構成する。

### (権能)

第二十四条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
2. その他、この法人の運営に関する重要なこと

### (招集)

第二十五条 理事会は理事長が招集する。

- ② 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して文書をもって七日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

### (議長)

第二十六条 理事会の議長は理事長とする。

### (定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第二十八条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもつて決する。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

### (書面表決等)

第二十八条の2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あ



らはじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前二条の適用については、出席したものとみなす。

② 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。

③ 第一項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならぬ。

#### (監事の出席)

第二十九条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

#### (議事録)

第三十条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

② 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

1. 日時及び場所

2. 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名

3. 議案

4. 議事の経過の概要及びその結果

5. 議事録署名人の選出に関する事項

③ 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

### 第六章 寄附行為の変更及び解散

#### (寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更できない。

#### (解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経て、主務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

## 第七章 雑 則

第三十四条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

1. この寄附行為は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第十五条から第十八条までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第十九条の規定にかかわらず、昭和五十七年三月三十一日までとする。
3. この法人の設立の日の属する会計年度は、第十四条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和五十七年三月三十一日までとする。
4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第十一条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算による。

## 附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（昭和五十八年三月三十一日）から施行する。

ただし、第十五条の規定の変更については、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和59年1月31日発行(季刊)

「アジア 人口と開発」 No.7

発行者 田中龍夫

発行所 財団法人 アジア 人口・開発協会

〒100 千代田区永田町2-10-2

永田町TBRビル710号

TEL 03(581)7770(代表)